

令和5年第2回定例会

議 案

令和5年10月20日

常総地方広域市町村圏事務組合



令和5年第2回常総地方広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

令和5年10月20日  
開会 午後3時30分

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 管理者報告
- 日程第 4 報告第 2号 専決処分事項の報告について  
(つくばみらい消防署連絡車の物損事故に係る損害賠償の額を定め和解すること)
- 日程第 5 議案第12号 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第13号 常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第14号 令和4年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第15号 令和5年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第2号)について



報告第 2号

専決処分事項の報告について

令和5年7月5日のつくばみらい消防署連絡車の物損事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年10月20日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合

管理者 松丸修久

## 専決処分書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年8月16日

常総地方広域市町村圏事務組合  
管理者 松丸修久

### 1 和解の相手方

住所

氏名

### 2 損害賠償の額

18万1,654円

### 3 和解の内容

- (1) 常総地方広域市町村圏事務組合は、損害額18万1,654円を相手方に支払う。
- (2) 当事者双方は、今後本件に関して裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約する。

### 4 事故の概要

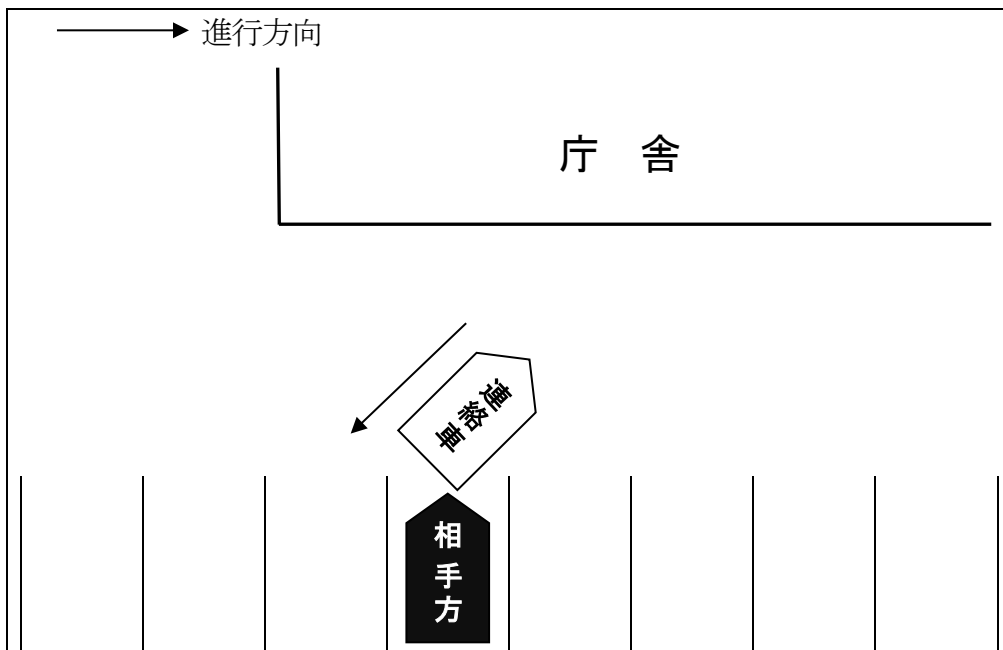
令和5年7月5日午後5時10分頃、茨城県つくばみらい市福田759番地つくばみらい消防署において、当組合職員の運転する公用車（つくばみらい連絡車）を駐車場へ停車しようとして後退したところ、相手車両に気付かず接触させてしまったものである。

参考資料（報告第2号関係）

事故現場位置図



事故発生状況略図







議案第12号

常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和52年常総地方広域市町村圏事務組合条例第2号）等の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年10月20日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合  
管理者 松丸修久

常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例(昭和52年常総地方広域市町村圏事務組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条の2中「もの」を「者」に改める。

第3条第1項中「管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当」を「管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第6条第1項及び第2項中「規則」を「組合規則」に改め、同条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして管理者が認めるときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第6条の2中「第6条第1項」を「前条第1項」に改める。

第7条、第9条第1項及び第10条第1項中「規則」を「組合規則」に改める。

第11条第3項中「(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」を削る。

第12条の2第1項中「住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(組合が設置する宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。)」を「住居手当は、次の各号の一に該当する職員」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(組合が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他組合規則で定める職員を除く。)
- (2) 第12条の6第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(組合が設置する公舎その他組合規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものと

して組合規則で定めるもの

第12条の2第2項中「、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」を「、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）」に改め、同項第1号中「月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額」を「前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額」に改め、同号に次のように加える。

ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

第12条の2第2項第2号を次のように改める。

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

第12条の2第3項中「規則」を「組合規則」に改める。

第12条の3第3項中「この項」の次に「及び次項」を加え、同条第7項中「規則」を「組合規則」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の規定は、第12条の6第3項各号に掲げる者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして組合規則で定める住居を含む。）から通勤のため、高速道路の利用が組合規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められ、かつ、その利用に係る料金を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して組合規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして組合規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

第12条の5第2項中「、給料月額」を「、給料」に、「100分の10を超えない範囲内で組合規則で定める割合を乗じて得た額とする」を「、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 1級地 100分の20
- (2) 2級地 100分の16
- (3) 3級地 100分の15
- (4) 4級地 100分の12
- (5) 5級地 100分の10
- (6) 6級地 100分の6
- (7) 7級地 100分の3

第12条の5に次の1項を加える。

- 3 前項の地域手当の級地は、組合規則で定める。

第12条の5の次に次の1条を加える。

(単身赴任手当)

第12条の6 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の組合規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して組合規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して組合規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（組合規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が組合規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて組合規則で定める額を加算した額）とする。

- 3 次の各号に掲げる者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の組合規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して組合規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して組合規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして組合規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

- (1) 国家公務員又は職員以外の地方公務員

(2) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第55条に規定する一般地方独立行政法人、地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等その他その業務が組合の事務又は事業と密接な関連を有する法人のうち組合規則で定めるものに使用される者（役員及び非常勤の者を除く。）

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、組合規則で定める。

第18条第1項本文中「規則」を「組合規則」に改め、同項ただし書中「規則で定める額」を「組合規則で定める額」に改め、同条第2項中「規則」を「組合規則」に改める。

第18条の2第4項中「規則」を「組合規則」に改める。

第20条第1項中「付則」を「附則」に、「規則」を「組合規則」に改め、同条第5項中「こえない」を「超えない」に改め、同条第6項中「規則」を「組合規則」に改める。

第20条の3第8項、第21条第5項、第22条、第24条第5項及び第7項並びに第27条中「規則」を「組合規則」に改める。

（常総地方広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 常総地方広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年常総地方広域市町村圏事務組合条例第7号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「第4項から第7項まで」を「第5項から第8項まで」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例 新旧対照表  
(第1条関係)

改正案	現行
<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条の2 この条例において「職員」とは、法第3条第2項に規定する一般職に属する職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員で、同法第5条第2項に規定する者以外の者）及び法第57条に規定する単純な労務に雇用される者を除く。）をいう。</p> <p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、常総地方広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める<u>管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当</u>を含まないものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第6条 職員の職務の級は、等級別基準職務表のほか、<u>組合規則</u>で定める基準に従い決定する。</p> <p>2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、<u>組合規則</u>で定める初任給の基準に従い決定する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 職員の昇給は、組合規則で定める日に、</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条の2 この条例において「職員」とは、法第3条第2項に規定する一般職に属する職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員で、同法第5条第2項に規定する者以外のもの）及び法第57条に規定する単純な労務に雇用される者を除く。）をいう。</p> <p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、常総地方広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める<u>管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当</u>を含まないものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第6条 職員の職務の級は、等級別基準職務表のほか、<u>規則</u>で定める基準に従い決定する。</p> <p>2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、<u>規則</u>で定める初任給の基準に従い決定する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 職員の昇給は、組合規則で定める日に、</p>

同日前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして管理者が認めるときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

5～9 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第6条の2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給料の支給)

第7条 給料は、月の1日から末日までを計算期間とし、組合規則で定める期日に支給する。

(給料の調整額)

第9条 管理者は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務の時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づいて、給料月額につき適正な調整額表を組合規則で定めることができる。

2 (略)

同日前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。\_\_\_\_\_

5～9 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第6条の2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第6条第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給料の支給)

第7条 給料は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

(給料の調整額)

第9条 管理者は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務の時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づいて、給料月額につき適正な調整額表を規則で定めることができる。

2 (略)





置する公舎その他組合規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして組合規則で定めるもの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、組合規則で定める。

(通勤手当)

第12条の3 (略)

2 (略)

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

—  
〔新設〕

(2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(通勤手当)

第12条の3 (略)

2 (略)

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署

に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で組合規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居からの通勤のため、高速自動車国道（以下この項及び次項において「高速道路」という。）の利用が組合規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められ、その利用に係る料金を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) (略)

4 前項の規定は、第12条の6第3項各号に掲げる者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして組合規則で定める住居を含む。）から通勤のため、高速道路の利用が組合規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められ、かつ、その利用に係る料金を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して組合規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして組合規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、組

に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で組合規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居からの通勤のため、高速自動車国道（以下この項\_\_\_\_\_において「高速道路」という。）の利用が組合規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められ、その利用に係る料金を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) (略)

[新設]

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規

合規則で定める。

(地域手当)

第12条の5 (略)

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 1級地 100分の20

(2) 2級地 100分の16

(3) 3級地 100分の15

(4) 4級地 100分の12

(5) 5級地 100分の10

(6) 6級地 100分の6

(7) 7級地 100分の3

3 前項の地域手当の級地は、組合規則で定める。

(単身赴任手当)

第12条の6 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の組合規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して組合規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して組合規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（組合規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以

則\_\_\_\_\_で定める。

(地域手当)

第12条の5 (略)

2 地域手当の月額、給料月額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の10を超えない範囲内で組合規則で定める割合を乗じて得た額とする

\_\_\_\_\_。

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

下单に「交通距離」という。)が組合規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて組合規則で定める額を加算した額)とする。

3 次の各号に掲げる者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の組合規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して組合規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して組合規則で定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして組合規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(1) 国家公務員又は職員以外の地方公務員

(2) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第55条に規定する一般地方独立行政法人、地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等その他その業務が組合の事務又は事業と密接な関連を有する法人のうち組合規則で定めるものに使用される者(役員及び非常勤の者を除く。)

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身

赴任手当の支給に関し必要な事項は、組合規則で定める。

(宿日直手当)

第18条 宿日直勤務(次項の勤務を除く。)を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4,400円を超えない範囲内において組合規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の2分の1に相当する時間である日で組合規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあっては、その額は、6,600円を超えない範囲内において組合規則で定める額とする。

2 宿日直勤務のうち常直的なものを命ぜられた職員には、その勤務に対して、22,000円を超えない範囲内において組合規則で定める月額<sup>の</sup>宿日直手当を支給する。

3 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第18条の2 (略)

2・3 (略)

4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は組合規則で定める。

(期末手当)

第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第20条の3まで及び附則第4項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の組合規則で定める日(次条及び第20条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第24条第7項の規定の適用を受ける職員及び組合規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

(宿日直手当)

第18条 宿日直勤務(次項の勤務を除く。)を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4,400円を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の2分の1に相当する時間である日で組合規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあっては、その額は、6,600円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

2 宿日直勤務のうち常直的なものを命ぜられた職員には、その勤務に対して、22,000円を超えない範囲内において規則で定める月額<sup>の</sup>宿日直手当を支給する。

3 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第18条の2 (略)

2・3 (略)

4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は規則で定める。

(期末手当)

第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第20条の3まで及び附則第4項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第20条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第24条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2～4 (略)

5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき組合規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して組合規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で組合規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、組合規則で定める。

第20条の3 (略)

2～7 (略)

8 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、組合規則で定める。

(勤勉手当)

第21条 (略)

2～4 (略)

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第20条の2中「前条第1項」とあるのは「第21条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第21条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第5項第3号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第21条第1項に規定する組合規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。)」と読み替えるものとする。

2～4 (略)

5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき組合規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して組合規則で定める職員の区分に応じて100分の15をこえない範囲内で組合規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

第20条の3 (略)

2～7 (略)

8 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。

(勤勉手当)

第21条 (略)

2～4 (略)

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第20条の2中「前条第1項」とあるのは「第21条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第21条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第5項第3号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第21条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。)」と読み替えるものとする。

(管理職手当等の支払方法)

第22条 管理職手当、扶養手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、組合規則で定める。

(休職者の給与)

第24条 (略)

2～4 (略)

5 職員が法第27条第2項の規定に基づく休職の事由に関する条例で定める場合に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、組合規則で定めるところに従い、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

6 (略)

7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間で第20条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により組合規則で定める日に、それぞれ第2項、第3項又は第5項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、組合規則で定める職員については、この限りでない。

8 (略)

(この条例の施行に関し必要な事項)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

(管理職手当等の支払方法)

第22条 管理職手当、扶養手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、規則で定める。

(休職者の給与)

第24条 (略)

2～4 (略)

5 職員が法第27条第2項の規定に基づく休職の事由に関する条例で定める場合に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、規則で定めるところに従い、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

6 (略)

7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間で第20条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、それぞれ第2項、第3項又は第5項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

8 (略)

(この条例の施行に関し必要な事項)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

常総地方広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償  
に関する条例 新旧対照表

(第2条関係)

改正案	現行
<p>(通勤に係る費用弁償)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、給与条例第12条の3第2項及び<u>第5項から第8項までの規定の例</u>による。</p>	<p>(通勤に係る費用弁償)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、給与条例第12条の3第2項及び<u>第4項から第7項までの規定の例</u>による。</p>



## 提 案 理 由

### 議案第12号 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

当組合の消防では、消防学校・消防大学校等への講師派遣、いばらき消防指令センター及び日本消防協会への協定に基づく職員派遣など、遠隔地へ職員を派遣しております。

しかしながら、現在の給与条例では単身赴任手当とそれを根拠とした住居手当の規程がなく、単身赴任を行う場合においても二重に住居費が掛かるなど経済的な負担が重く、やむを得ず自宅から通勤をすることが基本となっており、対象となる職員に経済面・心身面での負担を強いております。

そこで、異動して単身赴任となった職員について、これら負担を軽減することなどを目的とした援助制度として月額3万円を支給する単身赴任手当を新たに設け、住居手当や地域手当などの関連する諸手当についても改正するものです。

また、併せて派遣職員の地域手当を派遣先の地域の実情に併せた支給とするための改正を行うものです。

本改正は、令和6年4月1日より施行するものです。



議案第13号

常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について

常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例（昭和52年常総地方広域市町村圏事務組合条例第17号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年10月20日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合  
管理者 松丸修久

## 常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例

常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例（昭和52年常総地方広域市町村圏事務組合条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第18の2号を第18号の2とし、同項第18の3号を第18号の3とする。

第11条第1項第3の2号中「キュービクル式のものにあつては」を削り、同号を第3号の2とし、同項第3の3号を第3号の3とする。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

第13条 蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放型鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長（消防署長）が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式ものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3 厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ、 キャビネ ット型こ んろ・グ ルリ付こ んろ・グ リドル付 こんろ	14kW以下	100	15 注	15	15 注	注：機器本体 上方の側方又 は後方の離隔 距離を示す。
				据置型レ ンジ	21kW以下	100	15 注	15	15 注	
		不燃	開放式	組込型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ、 キャビネ ット型こ んろ・グ ルリ付こ んろ・グ リドル付 こんろ	14kW以下	80	0	—	0	
				据置型レ ンジ	21kW以下	80	0	—	0	
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃 料とする もの	炭火焼き 器	—	100	50	50	50	
		不燃	木炭を燃 料とする もの	炭火焼き 器	—	80	30	—	30	

上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
	使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100	
	使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際、現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は適用しない。

常総地方広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(炉)</p> <p>第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p><u>(18)の2</u> 液体燃料又は気体燃料を使用する炉にあっては、必要に応じ次の安全装置を設けること。</p> <p>ア 炎が立ち消えた場合等において安全を確保できる装置</p> <p>イ 未燃ガスが滞留するおそれのあるものにあつては、点火前及び消火後に自動的に未燃ガスを排出できる装置</p> <p>ウ 炉内の温度が過度に上昇するおそれのあるものにあつては、温度が過度に上昇した場合において自動的に燃焼を停止できる装置</p> <p>エ 電気を使用して燃焼を制御する構造又は燃料の予熱を行う構造のものにあつては、停電時において自動的に燃焼を停止できる装置</p> <p><u>(18)の3</u> 気体燃料を使用する炉の配管、計量器等の付属設備は、電線、電気開閉器その他の電気設備が設けられているパイプシャフト、ピットその他の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所には設けないこと。ただし、電気設備に防爆工事等の安全措置を講じた場合においては、この限りではない。</p> <p>(19) (略)</p> <p>2・3・4 (略)</p> <p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(3)の2</u> _____</p> <p>建築物等の部分との間に換気、点検及び整</p>	<p>(炉)</p> <p>第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p><u>(18)の2</u> 液体燃料又は気体燃料を使用する炉にあっては、必要に応じ次の安全装置を設けること。</p> <p>ア 炎が立ち消えた場合等において安全を確保できる装置</p> <p>イ 未燃ガスが滞留するおそれのあるものにあつては、点火前及び消火後に自動的に未燃ガスを排出できる装置</p> <p>ウ 炉内の温度が過度に上昇するおそれのあるものにあつては、温度が過度に上昇した場合において自動的に燃焼を停止できる装置</p> <p>エ 電気を使用して燃焼を制御する構造又は燃料の予熱を行う構造のものにあつては、停電時において自動的に燃焼を停止できる装置</p> <p><u>(18)の3</u> 気体燃料を使用する炉の配管、計量器等の付属設備は、電線、電気開閉器その他の電気設備が設けられているパイプシャフト、ピットその他の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所には設けないこと。ただし、電気設備に防爆工事等の安全措置を講じた場合においては、この限りではない。</p> <p>(19) (略)</p> <p>2・3・4 (略)</p> <p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(3)の2</u> キュービクル式のものにあつては、</p> <p>建築物等の部分との間に換気、点検及び整備</p>

備に支障のない距離を保つこと。

(3)の3 第3号の壁等ダクト、ケーブル等が貫通する部分には、すき間を不燃材料で埋める等火災予防上有効な措置を講ずること。

(4)～(10) (略)

2・3 (略)

(急速充電設備)

第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次は掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) (略)

(4)その筐体は雨水等の浸水防止の措置を講ずること。

(5)～(19) (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

第13条 蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

2 (略)

に支障のない距離を保つこと。

(3)の3 第3号の壁等ダクト、ケーブル等が貫通する部分には、すき間を不燃材料で埋める等火災予防上有効な措置を講ずること。

(4)～(10) (略)

2・3 (略)

(急速充電設備)

第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次は掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 雨水等の浸水防止の措置を講ずること。

(5)～(19) (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

第13条 屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 (略)



<p>3 <u>第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長（消防署長）が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）</u>にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</p> <p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに<u>第11条の2第1項第4号</u>の規定を準用する。 （火を使用する設備等の設置の届出）</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長（消防署長）に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) <u>蓄電池設備（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）</u></p> <p>(14)・(15) (略)</p>	<p>3 <u>屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。</u></p> <p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに<u>第2項並びに本条第1項</u>の規定を準用する。 （火を使用する設備等の設置の届出）</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長（消防署長）に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) <u>蓄電池設備</u></p> <p>(14)・(15) (略)</p>
--	--

改正案

別表第3

種類		離隔距離 (cm)								
		入 力	上 方	側 方	前 方	後 方	備 考			
(略)										
厨房 設備	気体 燃料	不燃 以外	開放 式	組込型こんろ・グリ ル付こんろ・グリド ル付こんろ、キャビ ネット型こんろ・グ リル付こんろ・グリ ドル付こんろ	14kW 以下	100	15 注	15	15 注	注：機 器本体 上方の 側方又 は後方 の離隔 距離を 示す。
				据置型レンジ	21kW 以下	100	15 注	15	15 注	
		不燃	開放 式	組込型こんろ・グリ ル付こんろ・グリド ル付こんろ、キャビ ネット型こんろ・グ リル付こんろ・グリ ドル付こんろ	14kW 以下	80	0	—	0	
				据置型レンジ	21kW 以下	80	0	—	0	
	固体 燃料	不燃 以外	木炭 を燃 料と する もの	炭火焼き器	—	100	50	50	50	
		不燃	木炭 を燃 料と する もの	炭火焼き器	—	80	30	—	30	
	上記に分類さ れないもの		使用温度が800℃以上 のもの		—	250	200	300	200	
			使用温度が300℃以上 800℃未満のもの		—	150	100	200	100	
			使用温度が300℃未満 のもの		—	100	50	100	50	
	(略)									

現 行

別表第3

種類		離隔距離 (c m)								
		入 力	上 方	側 方	前 方	後 方	備 考			
(略)										
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15注	15	15注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21kW以下	100	15注	15	15注	
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0	
				据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0	
	上記に分類されないもの		使用温度が800℃以上のもの		—	250	200	300	200	
			使用温度が300℃以上800℃未満のもの		—	150	100	200	100	
			使用温度が300℃未満のもの		—	100	50	100	50	
(略)										

## 提 案 理 由

### 議案第13号 常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する 条例について

令和5年5月に公布された消防法関連省令の改正により、脱炭素社会の実現等に向け更なる普及の拡大や大容量化が見込まれる蓄電池設備について、材料・構造等の多様化が進んでいること、JIS（日本産業規格）等の標準規格において、出火防止措置や延焼防止措置等が盛り込まれたことなどから、その種別や安全性に応じた基準とする見直しがされました。

また、炭火焼き器はこれまで炉の規定が適用されており安全な離隔距離を確保する必要がありましたが、防火上の安全措置が講じられたものもあることから、固体燃料を使用する厨房設備として新たに規定されました。

この省令改正に伴い、組合火災予防条例についても所要の措置を講じる改正をするものです。

この条例は、令和6年1月1日から施行するものです。

議案第14号

令和4年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の  
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和5年10月20日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合  
管理者 松丸修久

## 提 案 理 由

議案第14号 令和4年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度一般会計決算は、収入済額70億6,494万794円、支出済額63億1,281万1,451円で、歳入と歳出の差引額7億5,212万9,343円を翌年度に繰越しました。

歳入の主なものは、関係市町負担金57億3,181万3千円で、歳入全体の81.1%を占めております。

歳出の主なものは、衛生費で常総環境センターの運営管理費及び放射性物質を含む指定廃棄物の管理費として20億3,292万1,159円を支出しました。衛生費は歳出全体の32.2%であります。

消防費では、消防・救急業務に25億7,644万8,289円を支出しました。このうち81.9%が人件費であります。消防費は歳出全体の40.8%であります。

常広監発第7号  
令和5年9月26日

常総地方広域市町村圏事務組合  
管理者 松丸修久様

常総地方広域市町村圏事務組合

監査委員 下村文男

監査委員 赤羽直一



令和4年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算審査について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定により、審査に付された令和4年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算について、審査した結果を別紙のとおり意見を付して報告します。

## 令和4年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算審査意見書

### 1 審査の対象

- (1) 令和4年度一般会計歳入歳出決算書
- (2) 令和4年度一般会計歳入歳出決算事項別明細書
- (3) 実質収支に関する調書
- (4) 財産に関する調書

### 2 審査の期日

令和5年8月24日

### 3 審査の手続き

審査に当たっては、管理者から提出された令和4年度一般会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令及び組合監査基準に準拠して作成されているか、その内容について関係諸帳簿、証拠書類と照合するとともに関係職員の説明を聴取し、予算執行の適否及び計数の確認をしました。

### 4 審査の結果

審査に付された令和4年度一般会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、それぞれの関係法令及び組合監査基準に準拠し作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、適正に執行され誤りのないことを確認しました。

### 5 審査の意見

当組合の決算状況は、前年度と比較して歳入歳出ともに減額となりました。

主な理由は、常総運動公園室内温水プール改修事業並びに守谷消防署庁舎及び訓練施設改修事業によるものでした。

各事業別に見ると、地域交流センター「いこいの郷 常総」では、感染症対策に伴う行動制限が発せられなかったことで、スポーツ合宿等による常総運動公園との相互利用が回復し、施設利用者数は前年度比13.9%の増となりました。

続いて常総運動公園では、室内温水プールが約10か月間の改修工事を経



て、4月から利用を再開したこと、また、指定管理者によるスポーツ教室や大会、さらにはイベント等の自主事業により、施設利用者数は前年度比55.1%の増となりました。

加えて7月から共用開始となった、公募設置管理制度（Park-PFI）による公募対象公園施設（キャンプ場、ドッグパーク及びバーベキュー場）では、新たな利用者層の獲得に貢献しました。

指定管理者におきましては、運動公園・地域交流センターの効率的な運営と、相互利用による相乗効果により、更なる地域の賑わい創出に尽力されることを望むものです。

また、組合においても定期的なモニタリングや広報活動等により官民一体となり、安心・安全且つ魅力ある施設運営に努めていただきたい。

障害者支援施設「常総ふれあいの杜」では定員56名が入所し、利用者への生活支援、機能訓練支援、創作的及び生産的活動の支援を行いました。

空調設備については、令和2年度に更新した入居棟に続き、令和4年度において訓練棟、交流棟を更新し、快適な入所生活の維持に努めました。引き続き、関係機関と連携を密にし、事故トラブルの防止や迅速な対応により、利用者やそのご家族が安心して利用できる施設として、管理運営に努めていただきたい。

ごみ処理事業では、前年度比1.7%減の69,272トンのごみや資源物を適正に処理しました。資源物のリサイクル率は、プラスチック製容器包装が44.8%で前年度比2.8ポイント増、ペットボトルは69.2%で前年度比1.6ポイント減となりました。

焼却施設では、熱分解ドラムの故障により処理困難となった可燃ごみを県内外3施設に外部搬出しました。故障の原因は、可燃ごみに混入した金属製品等によるもので、改めて、正しい分別が施設の延命に繋がること、また、リサイクル率向上によるごみの減量化が、財政縮減の一助となることを再認識していただき、構成市と連携しながら住民や事業者への広報・啓発活動に取り組んでいただきたい。

また、熔融スラグの再資源化や売却を推進し、最終処分量の減量化に努めていただくとともに、引き続き安定した最終処分場の確保に努めていただき、自区内処理の原則を踏まえた最終処分場建設の検討についても、構成市と一丸となった取組を望むものです。

消防事業では、職員14名を新規採用し消防組織体制の適性維持に努め、消防・救急活動においては、万全の感染防止対策を講じながら、コロナ禍においても住民の生命・財産を守るため尽力しました。

車両購入事業では、救助工作車を含む3台を更新し消防力強化を図りました。

また、建築後32年が経過した消防本部及び水海道消防署庁舎の改修工事に係る実施設計を行い、災害時における防災拠点としての機能強化に努めました。

引き続き、消防職員におかれましては、住民の生命・財産を守るため、積極的に知識や技術の習得に努めていただき、消防業務に当たっていただきたい。

今般、新型コロナウイルス感染症の影響からは脱しつつありますが、少子高齢化・人口減少にみる構造的課題、社会保障関係費や公共施設の老朽化対策費用の増加等、構成市は引き続き厳しい財政状況下に置かれています。

組合事業においても、各施設や設備の適正な維持管理に努め、車両や装備品等については計画的に整備し、安全・安心なサービスの提供を維持しつつ、事業の必要性、費用対効果について精査し、より効果的かつ効率的な事務事業の執行に努めるよう望むものです。

議案第15号

令和5年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第2号)

令和5年度常総地方広域市町村圏事務組合の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ349,561千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,161,946千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和5年10月20日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合

管理者 松丸修久

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		380,000	349,561	729,561
	1 繰越金	380,000	349,561	729,561
歳入	合計	6,812,385	349,561	7,161,946

2 歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		307,744	8,306	316,050
	1 総務管理費	290,962	8,306	299,268
4 衛生費		2,314,508	△ 7,693	2,306,815
	1 清掃費	2,314,508	△ 7,693	2,306,815
8 予備費		91,655	348,948	440,603
	1 予備費	91,655	348,948	440,603
歳出	合計	6,812,385	349,561	7,161,946

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事	項	期	間	限度額
パソコンリース(令和5年度)		令和5年度から令和10年度まで		1,850

予算補正に関する説明書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 繰越金	380,000	349,561	729,561
歳入合計	6,812,385	349,561	7,161,946

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源	地方債	一般財源
				国県支出金	その他	
2 総務費	307,744	8,306	316,050			8,306
4 衛生費	2,314,508	△ 7,693	2,306,815			△ 7,693
8 予備費	91,655	348,948	440,603			348,948
歳出合計	6,812,385	349,561	7,161,946	0	0	349,561

## 2 歳入

## (款)5 繰越金 (項)1 繰越金 (単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	380,000	349,561	729,561	1 繰越金	349,561	共通分 278,129 消防分 71,432
計	380,000	349,561	729,561			

## 3 歳出

## (款)2 総務費 (項)1 総務管理費 (単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明				
				特定財源 国県支出金	一般財源						
					地方債	その他		区分	金額		
1 一般管 理費	218,739	8,306	227,045		8,306	2 給料 4,130 3 職員 手当等 2,535	一般職給 4,130 地域手当 207 通勤手当 48 期末手当 953 勤勉手当 769 退職手当負担金 558 共済組合負担金 1,641				
計	290,962	8,306	299,268	0	0	0	8,306				

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 財 源	地方債	その他	区 分	金額	
1 環境セ ンタ ー 費	2,313,178	△ 7,693	2,305,485				△ 7,693	2 給 料 △ 4,130 3 職 員 手 当 △ 2,422	一般職給 △ 4,130 地域手当 △ 207 通勤手当 △ 24 期末手当 △ 888 勤勉手当 △ 745 退職手当負担金 △ 558 共済組合負担金 △ 1,141
計	2,314,508	△ 7,693	2,306,815	0	0	0	△ 7,693	4 共 済 費	

(款)8 予備費 (項)1 予備費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 財 源	地方債	その他	区 分	金額	
1 予備費	91,655	348,948	440,603				348,948		共通分 277,516 消防分 71,432
計	91,655	348,948	440,603	0	0	0	348,948		

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 料			与 費			合 計	備 考
		報 酬	居 住 勤 通 域 手 当	勤 居 時 間 外 管 理 職 員 特 別 期 手 当	職 員 手 当	共 済 費			
補 正 後	(9) 291	0	1,087,741	906,043	1,993,784	379,243	2,373,027		
補 正 前	(9) 291	0	1,087,741	905,930	1,993,671	378,743	2,372,414		
比 較	(0) 0	0	0	113	113	500	613		

( ) 書きは、短時間勤務職員の数

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	管 理 職 当 手	扶 手 当 手	養 地 手 当 手	域 通 手 当 手	勤 居 時 間 外 管 理 職 員 特 別 期 手 当	勤 居 時 間 外 管 理 職 員 特 別 期 手 当	未 勤 手 当 手	勉 特 殊 勤 務 手 当 手	休 日 勤 務 手 当 手	夜 間 勤 務 手 当 手	退 職 手 当 金	退 職 手 当 金	
														職 員 手 当
補 正 後	36,246	27,180	36,246	57,560	23,168	16,281	35,365	156	241,788	200,995	15,767	65,756	16,367	169,414
補 正 前	36,246	27,180	36,246	57,560	23,144	16,281	35,365	156	241,723	200,971	15,767	65,756	16,367	169,414
比 較	0	0	0	0	24	0	0	0	65	24	0	0	0	0

了 会 計 年 度 任 用 職 員 以 外 の 職 員

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 料			与 費			合 計	備 考
		報 酬	居 住 勤 通 域 手 当	勤 居 時 間 外 管 理 職 員 特 別 期 手 当	職 員 手 当	共 済 費			
本 年 度	(9) 291	0	1,087,741	906,043	1,993,784	379,243	2,373,027		
前 年 度	(9) 291	0	1,087,741	905,930	1,993,671	378,743	2,372,414		
比 較	(0) 0	0	0	113	113	500	613		

( ) 書きは、短時間勤務職員の数

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	管 理 職 当 手	扶 手 当 手	養 地 手 当 手	域 通 手 当 手	勤 居 時 間 外 管 理 職 員 特 別 期 手 当	勤 居 時 間 外 管 理 職 員 特 別 期 手 当	未 勤 手 当 手	勉 特 殊 勤 務 手 当 手	休 日 勤 務 手 当 手	夜 間 勤 務 手 当 手	退 職 手 当 金	退 職 手 当 金	
														職 員 手 当
本 年 度	36,246	27,180	36,246	57,560	23,168	16,281	35,365	156	241,788	200,995	15,767	65,756	16,367	169,414
前 年 度	36,246	27,180	36,246	57,560	23,144	16,281	35,365	156	241,723	200,971	15,767	65,756	16,367	169,414
比 較	0	0	0	0	24	0	0	0	65	24	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別	内 訳	説 明	備 考
職員手当	113	1	制度改正に伴う増加分	89	
		2	その他の増減分	24	人事異動等による



## 提 案 理 由

### 議案第15号 令和5年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算 (第2号) について

令和5年度一般会計補正予算(第2号)については、歳入歳出それぞれ3億4,956万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億6,194万6千円とするものです。

歳入は繰越金を増額し、歳出では総務費と衛生費において人事異動に伴う人件費の異動及び手当の増額等を行うものです。

また、令和6年度当初より契約履行が必要なパソコンリースについて、必要な納期を確保するため債務負担行為を設定するものです。